

令和6年富岡町第8回農業委員会定例総会 令和6年7月16日（火）

開 会 （午前10時00分）

○開会の宣告

○議長（佐藤清隆君） それでは、皆様、改めまして、おはようございます。

ただいまから令和6年第8回富岡町農業委員会定例総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は過半数でありますので、富岡町農業委員会会議規則第6条の規定により、本総会は成立することを報告いたします。

○開議の宣告

○議長（佐藤清隆君） 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（佐藤清隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付した資料のとおりです。

○会議録署名委員の指名

○議長（佐藤清隆君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、規則第13条の規定によりまして、議長において

2番 山 口 輝久雄 委員

3番 深 谷 昇 委員

の2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

○議案の一括上程

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第3、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐藤清隆君） それでは、議案第15号 農地法第3条1項の規定による許可申請、農地法第5条の規定による許可後の事業計画申請及び農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

それでは、議案第15号別紙1から事務局長より朗読と説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。特にはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） それでは、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第15号別紙1を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を許可相当とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

すみません。議長のほうがちょっと言い忘れましたが、推進委員の方は挙手の必要はございません。農業委員の方だけでございます。申し遅れましてすみませんでした。

〔挙手多数〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手多数であります。

したがって、本案は許可相当とすることに決しました。

〔「会長、ちょっといいですか」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） はい。

○6番（渡邊康男君） 今の案件、多分現地調査やられたと思うのですが、現地調査の報告もないので、その辺、会長と職務代理やったのでしょうか、この案件。

○議長（佐藤清隆君） ちょっと、では事務局、お願いします。

○事務局副主査（佐藤高広君） 説明なく申し訳ございませんでした。こちらの案件に関しては、事業計画変更といったところで、以前審査した場所であったことから、現地調査のほうは省略させていただいたといったところでございます。

○議長（佐藤清隆君） そういうことでありますので、よろしくお願いします。

それでは続きまして、議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

ここで、皆様にお諮りいたします。議案第16号別紙1から別紙3は野立ての太陽光申請であり、関連する案件であります。このため、一括して議案内容の説明を受けたいと存じますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、議案第16号別紙1から事務局長より朗読と農地法に基づく検討事項の説明を求めます。
事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第16号別紙1の現地調査結果についての事務局の説明を求めます。

佐藤さん。

○事務局副主査（佐藤高広君） 説明させていただきます。

令和6年7月8日、臨時総会終了後に会長、職務代理者と私の3名で現地調査を行いました。当日は、立会人にパネル設置業者である株式会社エコスタイルの社員の方が訪れ、事業の説明を受けました。申請地については、資料17ページを御覧いただければと思いますが、常磐富岡IC駐車場の北側にある農地として、近隣に既に太陽光のパネル建っていることから、周辺の営農への影響もないと思われます。ご審議方お願いいたします。

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） それでは、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第16号別紙1を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を許可相当とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがって、本案は許可相当とすることに決しました。

続きまして、議案第16号別紙2の現地調査結果について、事務局の説明を求めます。

○事務局副主査（佐藤高広君） 説明させていただきます。

先ほどの案件と同じ日に、担当行政書士立会いの下、現地調査のほうを行いました。当案件もパネル設置業者は株式会社エコスタイルとなっております。場所については、29ページを御覧いただければと思いますが、JA福島さくら前の坂を上って500メートルぐらい進んだ先のアパートの近くにある農地となっております。こちらも近隣に既に太陽光のパネル建っておりますので、周辺の営農への影響はないと思われます。ご審議方お願いいたします。

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。特別はないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第16号別紙2を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を許可相当とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがって、本案は許可相当とすることに決しました。

それでは、次の案件は石井委員のことでございますので、石井委員さんに関しましては退室をお願いいたします。

〔9番（石井 功君）退席〕

○議長（佐藤清隆君） 続きまして、議案第16号別紙3の現地調査結果について、事務局の説明を求めます。

事務局。

○事務局副主査（佐藤高広君） 先ほどの案件と同じに、同じ行政書士の立会の下、現地調査のほうを行いました。当案件もパネル設置業者は株式会社エコスタイルとなっております。場所については、先ほどご説明した場所の近くで、さくら緑化の倉庫の東側の少しちょっと小高くなっているようなところの農地です。こちらにも近隣に既に太陽光のパネル建っておりますので、周辺の営農への影響はないと思われます。ご審議方よろしく願います。

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第16号別紙3を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を許可相当とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがって、本案は許可相当とすることに決しました。

審議が終わりましたので、石井委員の入室を許可いたします。

○その他

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第4、その他で事務局から何かございますか。
伊本さん。

〔事務局副主幹兼農地調整係長説明〕

資料1をご覧ください。今年度の重点施策として地域計画というものがあります。地域計画とはこれまで人農地プランとされていたものが地域計画として法定化されました。これは地域の農業者等の話し合いによって、将来の農地利用の姿を目標地図として明確化していくものです。こちらの計画の策定の期限は今年度末となっています。現在は町内を6つの地域に分けて座談会を行っていきまして、座談会を全ての地域で2回行っています。その座談会の中で、地域でどのような農業をしているのかや担い手が付いていない農地の情報などを営農者の方から情報収集し、それを地図に落とす作業や、またその地域でどのような計画をつくるのかの素案づくりを事務局で作成しているところでございます。下の工程表の赤い部分は完了していて、黄色い部分はこれから実施していくものとなっております。なので、7月から9月にかけて協議のとりまとめ、目標地図の素案作成をおこなっており、完成次第、地域の座談会において皆さまにお示しいたします。裏面をご覧ください。裏面には6つの地域の委員、推進委員の皆さまの割り当てが記載してあります。今後、座談会等を行う際は事前にご連絡いたしますので、日程調整の上、積極的にご参加いただきますようお願いいたします。

○議長（佐藤清隆君） そのほかございますか。

〔産業振興課農林土木係長説明〕

資料ご覧ください。富岡第二産業団地については昨年の3月にも説明させていただいておりますが、現在の状況を説明させていただきます。富岡町は震災の影響により、これから産業の復興を考え、産業集積の場を確保していきたいと思っております。富岡町は震災前から赤木に工業団地があり、7、8年前に上郡に新たに産業団地を造成しましたが、空き区画が無くなってきて、新しい場所が必要となり、今回予定している小良ヶ浜地区は期間困難区域に設定されていて、これからの土地利用について考えていかなければならない、やれることを考えていかなければならないと位置付けていたところでございます。資料下段の方になりますが、令和4年3月には特定復興再生拠点区域の土地利活用の基本構想というものを作成してございます。その中で近隣市町村の動向とか、地権者の意向調査を行いまして、この地域を新しい産業が生まれていくエリアとして設定させていただきました。資料裏面をご覧ください。そういったことを受けまして、令和5年度から第二産業団地の基本計画、基本設計を進めております。資料の左側の図面を見てほしいのですが、先ほどの基本構想においてこの地域を早期新産業誘致ゾーンとし、約50ヘクタールの土地を産業団地として利用可能かという調査や構想を立てて頂いております。それが図面の左側になっております。赤で囲った場所が再生拠点区域に設定され、

昨年4月に解除された区域になりますが、まずはその区域を先行して整備していき、その他の区域については、帰還困難区域になっていますので、今後の解除時期や立地する企業がいるかといった状況です。また、このような区域を整備するにあたって、町のお金だけではできないので、国の交付金をいただいてやっており、そのときにお金が残っているかを考慮しながら考えていきます。なので、赤柵18ヘクタール先行して整備していきたいと考えております。資料の下段が整備スケジュールとなっております。用地の取得については、7年度の初めにかけて進めていきたいと考えています。基本計画、基本設計を基に、詳細な測量設計をこれから発注し、これも7年度の途中までに進め、これらすべてをクリアし、7年度中に工事を発注したいと考えております。工事が二年、8年度、9年度で予定しており、その中で受け入れを部分的に開始し、企業を受け入れていきたいと考えています。区域を整備するにあたり、用地を取得していくことになりますが、大部分が農地となっております。主に田んぼが広がっているところでございますが、ここを農地転用し、用地を取得する流れとなっております。農地転用についてですが、通常農地転用は農業委員会に申請をしますが、この土地は、第1種農地及び農用地区域となっておりますので、農地転用することができません。そのため、復興整備計画を活用し、事業を進めていきたいと考えております。復興整備計画とは、復興関係の事業と位置付けることで、事業が円滑に進む手法となっております。その中で農地転用の農地法関係、都市計画法に基づく手続き等を集約してできるようになります。今までの事例で言いますと、上郡山の産業団地、医療センターやアーカイブ施設などの農地転用をさせていただいております。復興整備計画に基づいた農地転用については、各関係機関、福島県や農政局と協議を進めながら行っていますが、今年の9月に関係者が集まり協議会を開きますので、それに向けて現在進めているところでございます。現在この区域内には、118筆、約15ヘクタールの農地がございますので、この農地について、先ほどご説明した内容で農地転用を行っていききたいと考えております。用水路についてですが、整備を予定している区域内を横断している用水等がございますので、そういったところにつきましては、区域外を切り回して同じ水量を確保できるように土地改良区等と協議を進めております。用地交渉の進捗状況についてですが、対象者が30名おり、昨年2月から意向確認をさせて頂いており、概ねの方が事業に同意していただいているところでございます。今後事業の詳細、農地転用、土地の売買についてご説明したうえで、同意いただけるかというところを確認しながら進めてまいります。第二産業団地の整備計画については以上となります。

○議長（佐藤清隆君） 説明してもらいましたけれども、これに関して何かご質問等はございますか。

1番、林さん。○1番（林 秀樹君） 以前この話が出たときに、先行整備するところだけのような予定だったと思うのですけれども、いつの間にこれ、ここの田んぼ全部産業団地になるようになったのかとか、あとこうやって農地ばかり本当に転用していくようでは、だんだん農地なくなってきた、富岡町何やっているのかなという話になってくると思うのですけれども、大体産業振興課長が農業は富岡の大事な産業ですから言う割には、随分おざなりにされているのではないかなというような

気がするのですけれども、この辺どういうふうになるのですか。

○事務局長（原田徳仁君） 私から説明してよろしいですか。まず、裏面の事業進捗状況ということで、ここ小良ヶ浜地区に残しておいていく農地の具体的な形の説明、産業団地の説明、示させていたしましたが、まだこれが確定しているというものではないことだけご承知おきください。と申しますのも、1つ、今赤線で囲んでいる部分が、これは産業団地でいこうという形で方針を決めさせていただいて、現在やっているところでありますが、転用関係の申請の手續上、この一帯をどうするのですかという話が必ず出てきます。そうすると、継ぎ足しで、ちょっとここが手狭になったので、広げていくという形の事業計画変更というのが大変しづらい部分がありますので、まずここを一体的にこういう形でやりたいのだという姿勢だけ示させていただきました。示させていただいたものということが一番適切な表現かもしれませんが、団地を整備するに当たっては、当然国の財源なしでは進まないという部分があります。それから、現行の仮置場の状況がこれからどういう形で返地されていくかということがありますので、まだ未確定な部分はあるものの、大ざっぱな予定としてこのような形で示させていただきました。仮にでございますが、この辺りに、この農地を使って農業をさらに振興していきたいのだという方がいらっしゃるという形であれば、それは尊重しなければいけないと考えてございます。それは、まさに今やっている赤色の部分の中でも、農業やりたいのだという方もいらっしゃるので、その方々の農地を集約していくという流れで来ておりますので、まだ確定ではないものの、このような形で絵を示させていただいております。農地を守っていくだけではなくて、農業を守っていくのが主だと思っています。ですので、農業やりたいという方があれば、そちらのほうは優先させるという形になります。今言ったのは、産業の部分で話をさせていただいておりますが、地権者の意向はまだその中には入っておりません。というのも、地権者の中には、今用地交渉させていただいている中で、貸すのはいいのだけれども、売るのはちょっとという方もいらっしゃり、いや、絶対貸さないなり、売らないなり、いろいろ用地交渉のことはあります。産業団地というのは町が一括で買うという形になるので、貸すということはありません。ただ、農業の部分だと、貸すということは全然ありだと思いますが、今度は主体が町ではなくなるという形になります。農地関係のほうの農業法人関係のほうになるかと思いますが、そちらのほうになってくるかと思っています。まだちょっと事業が確定しているものではないだけご理解いただければと思います。

説明は以上です。

○議長（佐藤清隆君） 1番、林さん。

○1番（林 秀樹君） いろいろ産業振興も必要だというのは分かるのですけれども、前回も言ったとおりに、町のほうは、こういう地価が安くて、それでいて簡単に整備ができる、そういうところを集中的に狙っているのではないのかなと。最初の下郡のほうの産業団地とかも、土地の条件が悪いというがあるので、それでしょうがないというところはあるのかなというのは理解できるのですけれども、まず第一に赤木とかに最初に造った工業団地とか、その辺もまだ用地が空いているはずなのに、

そういうところをまず整備するとか、そういうことをやってからここに手を着けるというのだったら分かるのだけれども、そうではなく、そっちはそっちで置いておいて、こっちはこっちで、今国からの予算が来るから、やってしまいたいような感じではちょっとおかしいのではないのかなというふうに見ていると思うのです。その辺ちょっと町としてどうなのかなって。

○議長（佐藤清隆君） 局長。

○事務局長（原田徳仁君） 町内に、産業団地の話が今出たので、実態を申し上げます。まず、赤木の工業団地においては、土地が全て今使用されているという状況ですので、空き区画はないということ。それから、大菅と言ったほうがいいでしょうか、茂手木地区にある第二工業団地のほうについても、あそこは全て区画が埋まっている状況です。それから、産業団地、上郡のほうの産業団地については、残り2区画という状況でございます。ちなみに、その上郡のほうについては、行政区からこの農地を活用してほしいのだという要望書も上がったことがあって、産業団地のほうに整備をさせていただいたところでございます。

ちょっと話がずれますが、太陽光事業においても、面積を確保できる農地というのは、やはり産業の部分では生かしていきたいというのが皆同じ考え方だと思っております。まずは、町の状態で工業団地、産業団地がもう全然スペースがなくなってきたということもまず1点申し上げられることと、これからの町の財政のことを考えますと、企業を引っ張ってきて、税収を上げていくというのも1つ考えなければいけないかといったものでございます。言葉は悪いですが、農業一本だけで町の財政的な回転がうまく回っていくかということはちょっとまた難しい部分がありますので、そこはしっかりと吟味しながらやっていきたいと思っています。当然農業をやりたいという方の意向は尊重しなければいけないと思っていますし、地権者の方のご意向もちゃんと聞いた上で進めていかなければいけないと考えています。

以上でございます。

○議長（佐藤清隆君） この工業団地の件について、何かそのほかに聞きたいこととか、何か言いたいことがある人ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） なければ、次に移りたいと思います。

○議長（佐藤清隆君） それでは、そのほかございますか。

○議長（佐藤清隆君） それでは……

〔「その他でいいのかな」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） はい。

○6番（渡邊康男君） いろいろ資料の説明等がありましたが、推進委員の人が半分替わられているので、さっきの会長から推進委員の人に挙手の話ありましたが、賛否の議決だよね。会議規則なり、あるいはメガソーラーのガイドライン、それはやはり次回ここで準備して渡されたほうが、あと新し

い委員の人、今までの人ももちろんいるから、そういうあれがよろしいのかなということと、あと9月13日、農地パトロール、これありますけれども、実は私今日、今朝早く来て、岩井戸から清水近辺の営農型太陽光発電見てきました。非常に草が腰ぐらいまであるところもあって、多分草かきもないのだと思うのですけれども、その辺もやはり事務局のほうから、9月13日、これパトロールもあるので、事前に指導しておいていただいたほうがよろしいのかなと、その他も含めて、特に彩の榊ですか、あそこは、ということをお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） そのほかなければ、日程に従って写真撮影及び……

〔「ちょっと待って」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） はい。

○4番（塚野芳美君） 今の話は関連はしないのだが、似たような話で、既に稼働している太陽光発電のところで表示のないところがあるので、それは事務局のほうから徹底させたほうがいいと思います。

○議長（佐藤清隆君） 事務局、何かその件に関しては。前回も言われたような気がするのです。

○事務局副主幹兼農地調整係長（伊本和明君） その表示がないところ、こちらもちょうとパトロールしながら確認したいと思いますし、情報ありましたら、こちらにご協力いただければ、そちらについては我々のほうからきちんと表示するという旨指導させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤清隆君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 前回もそのような指摘もあったので、実際に行動に移さないと、なかなか目に見えた成果が出ていないのかなというふうに思いますので、事務局さんのほうも大変忙しいと思いますが、よろしくお願いします。

○閉会の宣告

○議長（佐藤清隆君） それでは、第8回の定例総会をこれで閉じます。

皆様、ご苦労さまでした。

閉 会 （午前11時00分）

上記総会の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年12月24日

委 員 山口 輝久雄

委 員 林 秀樹